



島根県報

平成21年7月31日（金）

第2,107号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等
の交付の対象等を定める告示 (青少年家庭課) 2

解除予定保安林 (森林整備課) 2

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水産課) 3

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (") 3

【公 告】

肥料の登録の更新 (農畜産振興課) 3

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正 4

【正 誤】

平成9年3月21日付け島根県報第839号中 (道路維持課) 5

平成11年4月9日付け島根県報第1,049号中 (") 6

平成21年6月19日付け島根県報号外第123号中 (") 7

告 示**島根県告示第583号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第617号）は、廃止する。

平成21年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設の整備を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象である事業、施設の種類の種類、補助事業者の範囲及び交付額

交付の対象である事業	施設の種類の種類	補助事業者の範囲	交 付 額	
			創設等	その他
児童福祉施設等の施設整備	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童家庭支援センター 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人 特例社団法人 特例財団法人	施設の創設の場合 別に定める額に4分の7を乗じて得た額以内の額 施設の創設以外の場合 別に定める額に2分の3を乗じて得た額以内の額	別に定める額に2分の3を乗じて得た額以内の額
児童館の施設整備	小型児童館 児童センター	市町村 社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 特例社団法人 特例財団法人	別に定める額に3分の2を乗じて得た額以内の額	別に定める額に3分の2を乗じて得た額以内の額
放課後児童クラブ室の施設整備	放課後児童クラブ室	市町村	別に定める額に3分の2を乗じて得た額以内の額	

備考 創設等とは、施設の創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備及び老朽民間児童福祉施設整備をいう。

島根県告示第584号

次の森林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原768-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
干害の防備

(3) 解除の理由
指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原768-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第585号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

和江加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第586号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成17年島根県告示第846号による保険に付すべき義務は、平成21年7月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年7月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

江津市加入区

西郷加入区

知夫村加入区

公

告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年 7 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の指名又は 名称及び住所	登録有効 期限
島肥登 第389号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥酵母肥 料1号	窒素全量 7.0% りん酸全量 1.0%	公定規格の とおり	日本製紙ケミカル株式会社 東京都千代田区一ツ橋一丁目 2番2号	平成24年 7月31日
島肥登 第390号	乾燥菌体肥料	6.5乾燥酵母肥 料2号	窒素全量 6.5% りん酸全量 1.0%	公定規格の とおり	日本製紙ケミカル株式会社 東京都千代田区一ツ橋一丁目 2番2号	平成24年 7月31日

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年8月1日から施行する。

平成21年 7 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項中「2,048円」を「2,447円」に改める。

正 誤

平成9年3月21日付け島根県報第839号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

6	ペ ー ジ
二第島 号二根 の百県 表八告 中十示	箇 所

邑智郡羽須美村大字上田一、 九六三番一地先から同 大字二八六番一地先まで	邑智郡羽須美村大字上田一、 八〇一番一地先から同 大字二九七番一地先まで
--	--

誤

邑智郡羽須美村大字上田三、 五九一番三地先から同 大字二八六番一地先まで	邑智郡羽須美村大字上田一八〇番一 地先から同大字 二九七番一地先まで
--	--

正

平成11年4月9日付け島根県報第1,049号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

	ペ
7	┌
	ジ
五第島	
号二根	箇
の百県	所
表九告	
中十示	

同
大
字
九
〇
三
番
一
地
先
ま
で

誤

同
大
字
九
〇
三
番
一
地
先
ま
で

正

平成21年6月19日付け島根県報号外第123号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第485号 の表中	簸川郡斐川町大字福原 110番地先から同町大字 直江町314番地先まで	簸川郡斐川町大字福富 110番地先から同町大字 直江町314番地先まで